

令和8年1月23日
総務省政策統括官(恩給担当)

令和8年度の恩給改定について

令和8年度の恩給年額は、1.9%の引上げとなります。

本日、厚生労働省から、令和8年度の年金額改定（令和8年度の国民年金改定率）が公表されました。

これを踏まえ、恩給年額は、法律の規定に基づき、1.9%の引上げとなります。各種恩給年額等については、別紙を御覧ください。

各種恩給年額

恩給の種類	令和7年度額	令和8年度額	改定額
普通恩給の最低保障額	(円)	(円)	(円)
長期在職者※1	1,185,900	1,208,600	22,700
短期在職者※1	実在職年9年以上	889,400	906,400
	実在職年6年以上9年未満	711,500	725,100
	実在職年6年未満	595,100	606,500
普通扶助料の最低保障額			
長期在職者	829,200	845,100	15,900
短期在職者	実在職年9年以上	621,900	633,800
	実在職年6年以上9年未満	497,500	507,000
	実在職年6年未満	423,800	431,900
公務扶助料の最低保障額	1,899,300	1,935,500	36,200
増加非公死扶助料及び 特例扶助料の最低保障額	1,487,500	1,515,900	28,400
傷病者遺族特別年金			
傷病年金及び第1款症以上の特例傷病恩給からの転給	423,800	431,900	8,100
第2款症以下の特例傷病恩給からの転給	317,900	323,900	6,000
増加恩給			
特別項症	第1項症の金額にその7/10以内の金額を加えた額	第1項症の金額にその7/10以内の金額を加えた額	
第1項症	5,992,000	6,106,400	114,400
第2項症	4,993,100	5,088,500	95,400
第3項症	4,111,600	4,190,100	78,500
第4項症	3,254,100	3,316,200	62,100
第5項症	2,632,200	2,682,400	50,200
第6項症	2,128,600	2,169,200	40,600
第7項症	1,940,100	1,977,200	37,100
傷病年金			
第1款症	1,765,200	1,799,000	33,800
第2款症	1,415,500	1,442,600	27,100
第3款症	1,140,200	1,162,000	21,800
第4款症	1,006,200	1,025,400	19,200
特例傷病恩給			
特別項症	第1項症の金額にその7/10以内の金額を加えた額	第1項症の金額にその7/10以内の金額を加えた額	
第1項症	4,568,100	4,655,300	87,200
第2項症	3,810,000	3,882,800	72,800
第3項症	3,148,900	3,209,000	60,100
第4項症	2,495,900	2,543,600	47,700
第5項症	2,029,800	2,068,600	38,800
第6項症	1,644,900	1,676,400	31,500
第1款症	1,495,300	1,523,900	28,600
第2款症	1,360,900	1,386,900	26,000
第3款症	1,094,200	1,115,100	20,900
第4款症	884,300	901,200	16,900
第5款症	777,900	792,800	14,900

※1：長期在職者とは実在職年の年数が最長恩給年限以上の者を、短期在職者とは実在職年の年数が最長恩給年限未満の者を、それぞれ指す。

加給・加算額

加給・加算の種類	令和7年度額	令和8年度額	改定額
特別加給			
特別項症	282,700	288,100	5,400
第1項症及び第2項症	219,900	224,100	4,200
扶養加給			
妻	202,300	206,100	3,800
妻以外の扶養家族2人目まで	75,400	76,800	1,400
妻以外の扶養家族3人目以降	37,700	38,400	700
妻がいない場合の扶養家族1人目	138,200	140,800	2,600
扶養遺族加給			
扶養遺族2人目まで	75,400	76,800	1,400
扶養遺族3人目以降	37,700	38,400	700
寡婦加算※2			
子1人を有する妻	159,400	162,400	3,000
子2人以上を有する妻	279,100	284,400	5,300
60歳以上の妻	159,000	162,000	3,000
遺族加算※2	159,000	162,000	3,000

※2：寡婦加算及び遺族加算の額は、法律の規定により厚生年金の寡婦加算と同額とされている。